

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関連法に基づき、保育所（園）等に入所(入園)する支給認定者及び公立幼稚園に入園する支給認定者の管理、入所調整、利用者負担額（保育料）の徴収、給付費の支給情報管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査・支給認定・管理 ②利用の調整、承諾、不承諾の管理 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④利用者負担額（保育料）収納情報の管理
③システムの名称	社会保障システム（子ども子育て支援システム、収滞納管理システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所等利用者データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表9、127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（デジタル庁・総務省令第9号）第2条 表17、155
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	舞鶴市健康・こども部こどもまんなか室乳幼児教育推進課
②所属長の役職名	乳幼児教育推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	舞鶴市総務部総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	舞鶴市健康・こども部こどもまんなか室乳幼児教育推進課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話：0773-66-1009
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・更新時には本人からマイナンバーの提供を受け、確認をしている。 ・複数の職員で確認を行い、取り違えや漏洩が無いようにしている。 ・マイナンバーはマスキングしている。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・更新時には本人からマイナンバーの提供を受け、確認をしている。 ・複数の職員で確認を行い、取り違えや漏洩が無いようにしている。 ・マイナンバーはマスキングしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関連法に基づき、保育所（園）に入所(入園)する支給認定者の管理、入所調整、利用者負担額（保育料）の徴収、給付費の支給情報管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査・支給認定・管理 ②利用の調整、承諾、不承諾の管理 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④利用者負担額（保育料）収納情報の管理	子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関連法に基づき、保育所（園）に入所(入園)する支給認定者及び公立幼稚園に入園する支給認定者の管理、入所調整、利用者負担額（保育料）の徴収、給付費の支給情報管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査・支給認定・管理 ②利用の調整、承諾、不承諾の管理 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④利用者負担額（保育料）収納情報の管理	事後	平成28年度より、保育所事務に加え、幼稚園事務についても所管。
平成28年9月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の8の項 ※主務省令未制定・・・94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条、第68条	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康・子ども部子ども育成課	健康・子ども部幼稚園・保育所課	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	子ども育成課長 北川 晴美	幼稚園・保育所課長 田中 昭	事後	
平成28年9月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱い に関する問い合わせ 連絡先	健康・子ども部子ども育成課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1009	健康・子ども部幼稚園・保育所課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1009	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	子ども子育て支援システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、京都府・市町村共同電子申請システム	事前	
平成29年11月24日	2. 特定個人情報ファイル名	人履歴テーブル	人履歴テーブル、申請データファイル	事前	
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 ※主務省令未制定・・・13、116の項	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 13、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報照会の根拠】 第10条の3、第59条の2	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年3月29日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関連法に基づき、保育所（園）に入所(入園)する支給認定者及び公立幼稚園に入園する支給認定者の管理、入所調整、利用者負担額（保育料）の徴収、給付費の支給情報管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査・支給認定・管理 ②利用の調整、承諾、不承諾の管理 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④利用者負担額（保育料）収納情報の管理	子ども・子育て支援法、児童福祉法等の関連法に基づき、保育所（園）等に入所(入園)する支給認定者及び公立幼稚園に入園する支給認定者の管理、入所調整、利用者負担額（保育料）の徴収、給付費の支給情報管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査・支給認定・管理 ②利用の調整、承諾、不承諾の管理 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④利用者負担額（保育料）収納情報の管理	事後	平成31年度より保育所事務に加え、認定こども園事務についても所管。
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	幼稚園・保育所課長 田中 昭	幼稚園・保育所課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和1年11月13日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康・子ども部幼稚園・保育所課	健康・子ども部子ども総合対策室幼稚園・保育所課	事後	
令和1年11月13日	8. 特定個人情報ファイルの取扱い に関する問い合わせ 連絡先	健康・子ども部幼稚園・保育所課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1009	健康・子ども部子ども総合対策室幼稚園・保育所課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1009	事後	
令和4年1月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 13、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務 を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報照会の根拠】 第10条の3、第59条の2	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 13、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務 を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報照会の根拠】 第10条の3、第59条の2	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、京都府・市町村共同電子申請システム	社会保障システム（子ども子育て支援システム、収滞納管理システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー	事前	
令和7年03月14日	2.特定個人情報ファイル名	人履歴テーブル、申請データファイル	保育所等利用者データ	事後	内容の変更は無し。ファイル名称を整理。
令和7年03月14日	3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条、第68条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表9、127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条、第68条	事後	
令和7年03月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】13、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）【情報照会の根拠】第10条の3、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表9、127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条、第68条	事後	
令和7年03月14日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康・子ども部子ども総合対策室幼稚園・保育所課 ②幼稚園・保育所課長	①舞鶴市健康・こども部こどもまんなか室乳幼児教育推進課 ②乳幼児教育推進課長	事後	
令和7年03月14日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康・子ども部子ども総合対策室幼稚園・保育所課 住所：京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号：0773-66-1009	舞鶴市健康・こども部こどもまんなか室乳幼児教育推進課 住所：京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話：0773-66-1009	事後	
令和7年03月14日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和7年03月14日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	